

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 暮らし政策課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	新池交流館事務室系統室外機部品取替修繕	
業 務 の 概 要	事務室系統室外機の部品取替修繕 一式	
契約金額(税込)	1,386,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社ドゥメンテックス	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	新池交流館事務室系統室外機の部品が故障しており、一部施設の空調が使用できない状態である。現在、当該室外機の生産から長年経過しており、取替が必要な部品が在庫限りとなっているが、既に全国的に在庫が限られている状況であり、在庫が無くなった場合、代替部品の受注生産が必要となる。その場合、近年猛暑となる夏期までに空調機能の整備が見込めず、施設利用に多大な影響を及ぼすことから、緊急で修繕する必要がある。そのため、当該設備の保守業者であり、迅速な対応が可能である株式会社ドゥメンテックス1者による随意契約により実施する。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部暮らし政策課です。